

川崎市成年後見制度利用支援事業の見直しについて

令和6年度から、川崎市成年後見制度利用支援事業の内容を次のとおり見直します。

令和6年4月1日からの変更点

1 助成対象者要件の変更

生活保護に準ずる方（要綱第8条第1項第3号に該当する者）への助成対象者要件を次のとおり変更し、より多くの低所得者が当該事業を利用できるようにします。

【変更前】

次に掲げる要件の全てに該当する者

- ア 本人及び本人と生計を一にする世帯員全員が市民税非課税であること
- イ 本人が有する預貯金、現金及び有価証券等の合計額が家庭裁判所が決定した報酬額（または審判請求費用）に30万円を加えた額を下回ること
- ウ 本人が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと

【変更後】

次の要件全てに該当する者

- ア 本人及び本人と生計を一にする世帯員全員が市民税非課税であること
- イ 本人及び本人と生計を一にする世帯員全員の助成申請のあった年の年間収入見込額合計が下表で定める基準を満たすこと
- ウ 本人及び本人と生計を一にする世帯員全員の資産額合計が下表で定める基準を満たすこと
- エ 本人が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと

世帯の人数	年間収入見込額基準	資産額基準
単身世帯	150万円以下	350万円以下
2人世帯	200万円以下	450万円以下
3人世帯	250万円以下	550万円以下
4人以上世帯	250万円に世帯員1人につき50万円を加えた額以下	550万円に、世帯員1人につき100万円を加えた額以下

2 生活保護に準ずる方への報酬助成金額の変更

生活保護に準ずる方への報酬助成金額について、生活保護受給者等と同様とします。

【変更前】

- ア 本人が有する預貯金等の額が 30 万円以下の場合は、報酬額と助成上限額を比較して少ない額
- イ 本人が有する預貯金等の額が 30 万円を超える場合は、次の各号に掲げる額
 - (ア) 30 万円から本人が有する預貯金等の額と報酬額の差額を減じた額が助成上限額を下回る場合は、30 万円から本人が有する預貯金等の額と報酬額との差額
 - (イ) 30 万円から本人が有する預貯金等の額と報酬額の差額を減じた額が助成上限額以上の場合は、助成上限額

【変更後】

家庭裁判所が決定した報酬額と助成上限額を比較して少ない額

※助成上限額は、被後見人等が施設等に入所している場合は月額 18,000 円、その他の場合（在宅等）は月額 28,000 円です。（変更なし）

※被後見人等死亡後の後見人等報酬助成（特例）については、遺留財産で不足する金額と助成上限額を比較して少ない方を報酬助成金額とします。（変更なし）

3 変更の適用について

上記 1 及び 2 の変更について、以下のものから変更後の要件・金額を適用いたします。助成申請日が令和 6 年 4 月 1 日以降であっても、変更の適用日で判断し、それ以前のものについては従前の要件を適用いたします。

変更後の要件が適用されるものについては、**新様式の助成申請書等**を御使用ください。

審判費用請求	家庭裁判所からの予納の通知日が令和 6 年 4 月 1 日以降のもの
後見人等報酬	家庭裁判所の報酬付与の審判日が令和 6 年 4 月 1 日以降のもの
後見人等報酬（特例）	家庭裁判所の報酬付与の審判日が令和 6 年 4 月 1 日以降のもの

4 その他

成年後見制度利用支援事業助成金支給（不支給）決定通知書について、これまで公印を押印していましたが、本市の公文書への公印の押印の見直しを踏まえ、助成金の支給（不支給）決定日が令和 6 年 4 月 1 日以降のものから押印を廃止します。

なお、公印の有無にかかわらず、文書の効力に変わりはありません。